



「ゴー」という音とともに嘉手納基地飛行場を離陸した米軍機
7月23日午後

嘉手納基地を見渡す「道の駅かでな」で「爆音」の実態などを説明する原告副団長の福地義広
=7月23日午後、沖縄県嘉手納町

憲法事件を歩く 理念と現実のはざまで

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(11)

7月23日午後、沖縄本島中部の嘉手納町。

係争中の第4次嘉手納基地爆音訴訟の原告団副団長で町議の福地義広(63)の案内で、極東最大の米軍基地の姿が見渡せるという「道の駅かでな」を訪ねた。基地側にせり出す4階展望室があり、意外にも外国人グループを含む数十人の観光客でぎわっていた。

台風が接近して風が強く、F-15戦闘機など約10種の計約100機あるとされる常駐機のほとんどが格納庫に納まっている。1時間近くいて輸送機とみられる1機が「ゴー」という音とともに離陸したのが確認できた。

戦闘機が好きで東京から家族で訪れたパート従業員の女性(34)は、「4時間で10機の飛行を見られた。格好良かった」と話した。その隣でやはり東京から来た病院職員の男性(52)が小学2年の息子にこんな説明をしていました。

「この広々とした基地は、ここに住んでいた人たちをアメリカ軍が追い払って造ったんだ。だから、(県道を隔てた)あっちの狭い土地に密集して暮らさなければならない。いまだに土地を返してもらえないんだ」

基地問題の核心である。男性は取材に「土地の返還を求める沖縄県民の民意が反映されず理不尽。日本政府がアメリカに従属している象徴だ」と訴えた。

嘉手納基地は沖縄市、嘉手納町、北谷町の3市町にまたがり、19・86平方キロ。長野県で言えば上高井郡小布施町がすっぽり収まる広さだ。嘉手納町では町域の82%を飛行場ど

弾薬庫地区が占め、住民は残る18%のわずかな土地での生活を余儀なくされている。

基地のある場所は、太平洋戦争前までは集落や畠が広がるのどかな地域だった。戦争後期の1944(昭和19)年9月、旧日本陸軍が土地を接收して飛行場を開設。鉄の暴風と呼ばれる米軍の集中砲火を受け焦土化した。沖縄を占領した米軍は「銃剣とブルドーザー」による土地の強制接収を続け、旧日本軍飛行場の40倍もの巨大基地に拡張。住民は基地の外周へと追いやられていった。

72年は沖縄が日本に復帰した後も日米安保条約と日米地位協定に基づき、国は米国に基地を提供。米国が基地を運営、管理する。管轄権が米国にあることは、「爆音」に悩まさ続ける住民たちが訴訟で夜間、早朝の飛行差し止めを求める最大の障壁となっている。

福地は元裁判所書記官。那覇地裁沖縄支部勤務時代の94年2月、第1次爆音訴訟で夜間、早朝の飛行差し止めを棄却する判決の正本を原住民代理人に手渡したことがある。家庭の事情で2008年、行政書士に転身し、地元嘉手納町に戻った。

自宅の上を飛び交うヘリコプターや離陸する戦闘機のすさまじい音をあらためて体感し、11年提訴の第3次訴訟から原告に加わった。仕事中に突然爆音が響くと「頭の中が真っ白になり、思考回路が途切れる」。窓を開けていると排ガスの嫌なにおいが入り込んでくる。息子が小学校時代には運動会の音楽、舞台発表の声、卒業式の校長あいさつさえ聞こえず、「晴れ舞台を台無しにされてしまった」と憤る。因果関係は不明だが、周囲には耳が遠くなつた人が多く、睡眠障害の人もいるといふ。

米軍嘉手納基地の爆音訴訟(上) 騒音とおい、振動 悩まされ続け

騒音とおい、振動 悩まされ続け

5歳と2歳の娘2人を育てる同町の原告、呉屋美香(46)にも会つた。「うう音は突然襲ってくるので娘たちは怖がつてしまつていて、夜寝ていると振動も感じ、びくっと起きてしまうこともある。保育園でも外遊びをしている時は保育士の指示が聞こえなくなったり、中断したり中止したりする。

「(在沖縄の)米兵の性暴力事件で情報を聞いていたことも多い。保育園でも外遊びをしている時は保育士の指示が聞こえなくなる。夜寝ていると振動も感じ、びくっと起きてしまうこともある。保育園でも外遊びをしている時は保育士の指示が聞こえなくなる。私たちも静かな生活を送りたいだけなのに」。穏やかな呉屋の口調が厳しくなつた。この日は「夜の爆音が聞けるかもしねない」との原告幹部の勧めで基地のゲート近くの古いホテルに泊まつた。窓は防音対策で重サッシになっている。何事もなく眠りに就いたが午前2時ごろ、「ゴー」という音で起きた。雷とは違う音に思えた。

翌日も道の駅に行つたが、風雨が強まり飛行は確認できなかつた。台風が過ぎ去つてしまつた7月30日午後、福地は立ち寄つた道の駅でF-16とみられる戦闘機が飛び立つ時、騒音計が103デシベルを表示したのを動画でとらえ、自身のコードチャネルで公開している。これは、電車が通る時のガード下を上回るうるささ。会話をできない。基地周辺住民は、皮肉にも台風が来た時だけ爆音から逃れることができるのである。(敬称略)



法廷での意見陳述を前に、原告の人々に決意を語る又吉姫香(前列左から2人目)=2011年10月(原告団提供)



広大な米軍嘉手納基地と県道を隔てて密集する住宅(右側)=ことし7月下旬、沖縄県嘉手納町

米軍嘉手納基地の爆音訴訟(中)

「虫の声が響く生活を」法廷で17歳が訴え

米軍嘉手納基地の爆音が、日常生活に響いています。原告代理人弁護士の伊波純子(75)は、15年7月、第3次訴訟の原告本人尋問でこう証言している。

「裏門の所で教頭先生だったと思ふんです。軍機の爆音を聞き続けていたのが、ついでに、白いシャツが真っ赤になつて女の子を抱いていたんです。(女の子は)手の肉が(裂けて)垂れ下がるがをしていました。教室で焼け死んだ2人の児童は顔が変形して性別さえ分からず、朝食に何を食べたかを親に尋ねて解剖し、胃の内容物で特定したと聞いた」とも語った。

原告代理人弁護士 その後も50年以上、(米軍機の)爆音を聞き続けているわけですが、音を聞いている時はどんな気持ちですか。伊波 まず不安が先に来ます。落ちるんじゃないかなって。

米軍機の墜落事故はその後も相次ぎ、県によると72年5月の日本復帰から昨年末までに全員で49件。落下物による事故も79件あり、補助燃料タンク墜落で幼児死亡(50年)、トーラー墜落で少女死亡(65年)など子どもが犠牲になる事故も起きている。(敬称略)

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 85

編集委員 渡辺秀樹

「飛行機の爆音じゃなくて、虫の声が響くくらいの静かな生活をしてみたいですね」

2011年10月20日、那覇地裁沖縄支部の法廷。1人の女子高校生が証言台に立つて訴えていた。極東最大の米空軍基地、嘉手納基地の「爆音」に対し、夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求める第3次訴訟の第1回口頭弁論。意見陳述したのは、基地の地元、沖縄県嘉手納町で生まれ育った当時17歳の原告、又吉姫香。基地周辺市町村の原告計2万2千人の嘉手納町代表として発言した。

又吉は、高校に入つてから多地域の同級生に「やー(おまえ)の耳の悪っさよ」「みんなー(難聴)やー」などと言われ、大きな音にさらされるうちに耳が遠くなつたと思うと証言。米軍機の飛行時にはテレビのボリュームを通常の2倍以上にしないと聞こえない。1時間の授業でひどい時には3、4回爆音で中断する。卒業式の時間帯だけは訓練しないよう基地側に町が要請していたにもかかわらず、校長の式辞が爆音でかき消された。基地の騒音が生活に及ぼしている影響を次々と挙げた。

「虫の声が響く生活」は原告団の共感を呼

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第8部 13条

(12)

びその後、スローガンのようになつていく。

嘉手納基地の常駐機は第3次訴訟提訴前の09年時点に戦闘機や空中給油機など約100機とされる。空母や国内外の基地からも頻繁に飛来する。離着陸のほか低空飛行や旋回飛行、滑走路に一時的に着陸して停止せずそのまま離陸する「タッチ・アンド・ゴー」エンジン調整などで騒音を発生させる。エンジン調整は飛行前の早朝に行われることが多い。基地周辺の住民たちを朝から騒音にさらす。

騒音回数は09年4月、基地周辺12カ所の県の測定平均で月に1575回、1日52回だった。米軍機の飛行には一応取り決めがある。日米地位協定の運用を両国の代表が協議する日米合同委員会が1996年に承認した「嘉手納・普天間(沖縄県宜野湾市)両飛行場の航空機騒音規制措置に関する合意」(騒音防止協定)である。午後10時から午前6時までの飛行に一定の制限を設けている。

しかし、例えば基地周辺の北谷町で10年12月に測定した結果では夜間(午後10時~午前7時)の騒音発生回数が月189回、一晩平均6回あり、とても協定が守られているためには「米軍の運用上の所要時間のため必要と考へられるもの」に限ると、いくらでも拡大解釈できる文言が付いている。「飛行制限は全く無視されている。飛行の必要性を決めるのは米軍で、協定はない」と総務省の第4次訴訟原告団の副団長、福地義広(63)は憤る。

基地周辺の住民を悩ませるのは爆音や排ガス臭、振動だけではない。

沖縄県は米軍統治だった59年6月、石川市(現うるま市)の宮森小学校校舎に嘉手納基地所属のジェット戦闘機が墜落した事故。パイロットは脱出したが、給食が始まつた頃の児童11人と住民6人が命を落とし、1人が後遺症で亡くなつた。負傷者は210人。戦後の沖縄で米軍が起こした最大の墜落事故になつた。5年生の時に事故を体験した伊波純子(75)は15年7月、第3次訴訟の原告本人尋問でこう証言している。

「裏門の所で教頭先生だったと思ふんです。が、白いシャツが真っ赤になつて女の子を抱いていたんです。(女の子は)手の肉が(裂けて)垂れ下がるがをしていました。教室で焼け死んだ2人の児童は顔が変形して性別さえ分からず、朝食に何を食べたかを親に尋ねて解剖し、胃の内容物で特定したと聞いた」とも語った。

原告代理人弁護士 その後も50年以上、(米軍機の)爆音を聞き続けているわけですが、音を聞いている時はどんな気持ちですか。伊波 まず不安が先に来ます。落ちるんじゃないかなって。

米軍機の墜落事故はその後も相次ぎ、県によると72年5月の日本復帰から昨年末までに全員で49件。落下物による事故も79件あり、補助燃料タンク墜落で幼児死亡(50年)、トーラー墜落で少女死亡(65年)など子どもが犠牲になる事故も起きている。(敬称略)



第一回嘉手納基地爆音訴訟の一審裁判長を務めた瀬木比呂志=8月上旬、千葉県松戸市



嘉手納基地爆音訴訟の原告弁護団長・池宮城紀夫。被害が出ているのに飛行差し止めが認められない現状を「憲法番外地」と呼ぶ=7月下旬、那覇市

憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 86

編集委員 渡辺秀樹

第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(13)

1955(昭和30)年7月19日早朝、沖縄本島中部の西海岸に位置する沖縄真泊官邸野瀬村伊佐浜。基地建設のための土地接収で、武装した米兵が取り廻む中を「ブルドーザー」が次々と家をなぎ倒し、田畠を埋めていく。悲鳴を上げて逃げ惑う住民、抵抗する人に銃剣を突きつける米兵…。

この惨状をカメラ片手に記憶に焼き付けている15歳の少年がいた。後に米軍嘉手納基地爆音訴訟の原告弁護団長になる池宮城紀夫(84)。那覇市立である。当時高校1年生。毎日新聞通信員だった父が核爆で自宅療養中だったため代わりに現場に赴いた。戻つて見てきたことを話すと、父は原稿にして送稿した。

「住民の怒りと米軍の非情さを目の当たりにし、許せないという気持ちを持ち続けてきた」と池宮城。沖縄の人たちの人权を守りたいと弁護士になった。金武湾埋め立て反対闘争、反戦地主の土地提供拒否闘争などに絡む訴訟に住民代理人として関わった。

76~77年、米軍横田基地(東京都)、米軍・自衛隊の厚木基地(神奈川県)の航空機騒音を巡り周辺住民らが国に夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償を求める訴えを全国に先駆けて起こした。「嘉手納基地の方がもっと騒音がひどい」と考えた池宮城は、沖縄での訴訟に向けて動き出す。

当時は「国を訴えるなんて」と戸惑みする基地周辺住民が多くた。池宮城は仲間の弁護士や労働団体のメンバーらと地区ごとに集会を開いたり戸別訪問したりして説得。6地域の計9百人余が原告になることを決意し、82~83年、那覇地裁沖縄支部に提訴した。

この1次訴訟の一審判決は提訴から10年余を経た94年2月に出た。生活環境整備法上の

うるさき指数(W値)が80以上の地域住民については「被害が受忍(我慢)限度を超える」と損害賠償を認めた。しかし、夜間早朝の飛行差し止め請求は「棄却を免れない」と退けた。それは次のような理屈である。

被告の国が米軍飛行場の管理運営権を制約し、活動を制限できる条約(国内法令の定めはない)。国の支配が及ばない第三者(米軍)の行為は差し止め請求できない。「第三者の行為論」と呼ばれる。

98年5月の控訴審判決は、賠償が上積みされたが飛行差し止めは同様の理由で認めず、双方が上告せず確定した。しかし、飛行差し止めが認められない限り騒音被害はならぬらず、訴訟は続く。2000年3月提訴の2次訴訟は5500人余、11年提訴の3次訴訟は2万2千人余と原告数は国内最大規模に発展していく。だが、賠償は認めて、飛行差し止めは判を押したように第三者行為論で退けるという裁判所の姿勢は変わらなかつた。

「基本的人権が無視されている。まさに憲法番外地だ。」池宮城は憤る。

ただ、飛行差し止めを真剣に考えた裁判官もいた。1次訴訟の一審判決を言い渡した裁判長、瀬木比呂志(70)。現明治大大学院法務研究科教授である。退官間もない13年発行の著書「民事訴訟の本質と諸相」で「苦い思い出」として明かしている。

「重大な健康被害が生じた場合には差し止めも認められるといつ般論を立てて、判例に小さな穴を開けたいと考えていた。しかし、判決の下書きができる段階で、国に対する米軍基地(横田・厚木)の騒音差し止め請求の主張自体失当として棄却する最高裁判決が出ていたために、それに従つて、理論面では判決の心臓部に当たるものともいえた前記の判断を捨ててしまつた」(丸カツコ内筆者)

この変更には、「當時はまだ、疑問は抱いていた。最新の最高裁判決と真正面から抵触する判決を出すことに対する不安やためらいもあつた」と吐露している。

飛行差し止めの論理はどのようなものだったのか。

瀬木は「とし8月上旬の取材に対し「裁判の内容に関わるので詳細は言えないし、記憶も薄れている」と明言を避けた。だが、「今の考え方であれば」と、14年発行の著書「絶望の裁判所」に書いたことを太筋のように説明した。

「米安保協約を結んだのは国であり、国が米軍の飛行を許容した。日米地位協定には、施設の返還まで求められるとの規定がある以上、我が米軍機の飛行態様に関して、申し入れできないはずがない。憲法秩序が条約より優位なのは憲法学の通説。基本的人権や人格権の侵害に対し国は米国に申し入れる義務があるのではないか」